

北海道労働局長登録教習機関 北労安教第226号 登録有効期限：令和6年3月30日

## 地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ご案内

(実施日/令和2年2月19日(水)～21日(金))

労働安全衛生法の規定により、

- ・掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く)作業
- ・土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずし作業

については、都道府県労働局長に登録する機関が行う技能講習を修了した者のなかから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する作業者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないことになっております。

当センターでは、北海道労働局長の登録教習機関としてこの技能講習を別掲のとおり実施致しますので、該当者を受講させて、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

北海道労働局長登録教習機関

一般社団法人 苫小牧地域職業訓練センター運営協会

苫小牧市新開町4丁目6番12号  
☎ (0144) 55-6622

## 1 受講資格

満18歳からの実務経験が以下の年数に該当する者。

- (1) 地山掘削作業又は、土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- (2) 学校教育法による、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削作業又は、土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。
- (3) 職業能力開発促進法による所定の訓練等を修了した者で、その後2年以上地山の掘削作業又は、土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。

## 2 開催日時及び場所

(1)	2月19日(水)	午前9時00分～午後5時15分
	2月20日(木)	午前9時00分～午後12時40分
	2月21日(金)	午前9時00分～午後5時45分

講習初日は、8時50分までにお越し下さい。

※遅刻、早退、欠席がある場合は修了試験の受験資格が無くなりますのでご注意下さい。

- (2) スキルアップセンターとまこまい  
(苦小牧市新開町4丁目6番12号)

## 3 受講申込

受講希望者は、受講申込書に所要の事項を記入し、**写真※3枚**(1枚は申込書に貼付すること。)、**宣製ハガキ1枚(試験の合否通知の発送先を記入)**、**受講料、テキスト代**を添えスキルアップセンターとまこまい ☎(代)55-6622

にお申し込み下さい。折返し受講票と領収書を発行致します。

なお、申込期間は令和元年12月2日(月)～令和2年2月7日(金)

※修了証は、窓口交付か郵送での交付となります。

郵送をご希望の方は、発送先を記入し404円分の切手を貼った封筒を申込時に提出して下さい。

※募集締切日以降は、受講取消しなどいかなる理由があっても受講料、テキスト代は返金いたしませんのでご了承下さい。

※写真サイズは**3.0cm×2.5cm**。裏面に氏名を記入。

**無帽・上半身正面・背景なし**で撮影した鮮明なもの。

ポラロイド写真、昇華型のプリンターで印刷した写真は不可。

**※申込書の事業主証明欄を必ず記入し、代表者印を押印して下さい。**

記入していない場合や押印が無い場合は、受講することができません。

## 4 受講料及びテキスト代

- (1) 受講料 12,540円 (消費税込み) 一部免除 6,270円 (消費税込み)
- (2) テキスト代 2,620円 (消費税込み)

## 5 講習科目及び時間割

- |  |         |
|--|---------|
| (1) 地山の掘削及び土止め支保工の切りばり、腹おこし等に関する知識(専門知識) | 10時間30分 |
| (2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(一般知識)        | 3時間30分  |
| (3) 作業者に対する教育等に関する知識(教育知識)               | 1時間30分  |
| (4) 関係法令                                 | 1時間30分  |

第一日	専門知識	昼休み	専門知識			
	9:00～12:10	12:10～13:00	13:00～17:15			
第二日	専門知識					
	9:00～12:40					
第三日	一般知識	昼休み	一般知識	教育知識	関係法令	修了試験
	9:00～12:10	12:10～13:00	13:30～13:30	13:30～15:05	15:10～16:40	16:45～17:45

## 6 修了試験科目の免除

下表に該当する方は、講習は全て受けていただきますが、修了試験科目が一部免除されます。

免除該当者	免除科目
1.職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者 2.改正前の職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、改正前の職業能力開発促進法施行規則第3の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練を修了した者 3.改正前の職業訓練法施行規則(旧訓練法規則)別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、とび科、土木科若しくはさく井科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は、旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、とび科、土木科若しくはさく井科の訓練を修了した者 4.職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練を修了した者	・作業の方法に関する知識(専門知識) ・工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(一般知識)
1.職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	・作業の方法に関する知識(専門知識) ・工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(一般知識) ・作業者に対する教育等に関する知識(教育知識)
1.建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格したもの	・工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(一般知識) ・作業者に対する教育等に関する知識(教育知識)

## 7 修了試験

講習終了後ただちに修了試験を行います。  
修了試験は、筆記試験で時間は1時間です。

## 8 技能講習修了証の発行

この技能講習の所定科目を受講し、かつ修了試験に合格した者に対し、修了証を交付します。

## 9 その他

- (1) 定員は100名となっております。定員に達し次第締切日以前であっても申込み受付を打ち切れます。また、受講申込みが7名未満の場合は中止となります。ご了承ください。
- (2) 講習会当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (3) 昼食は、各自弁当を持参されるか、外の食堂施設を利用していただくことになります。
- (4) 受講申込書は、当センター窓口、又はインターネットホームページからもダウンロードできます。

URL:<http://www.tomakomai.ac.jp>

- (5) 官製ハガキの表に受講者の住所と氏名を記入し、申込時に提出して下さい。  
(修了試験の合否の通知に使用します。)
- (6) 一部免除受講者は、その該当する資格のコピーを申込書に添付して下さい。

- (7) 万が一、修了試験が不合格となった場合には、再試験を受けることが出来ます。  
再試験の料金 1,045円(消費税込み)  
再試験日は訓練センターが指定する日となります。

※人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース-経費助成・賃金助成)について  
訓練センターが実施する技能講習を従業員に受講させる場合、北海道労働局の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)を活用し、事業主が賃金や受講料に対する助成を受けることができます。

- 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース-経費助成・賃金助成)の助成額  
・経費助成 受講料+テキスト代の75%~45% ※  
・賃金助成 1日あたり、8,360円~6,650円 ※  
※雇用保険被保険者数や生産性要件等によって異なります。詳しくは北海道労働局のホームページをご覧ください。

### 【利用できる事業主】

- ・雇用保険料率が1,000分の12の中小建設事業主であること。
- ・受講料を事業主が負担していること。
- ・雇用保険適用事業主であること。
- ・受講者が雇用保険の被保険者であること。
- ・講習期間中も出勤扱いで、通常賃金以上が支払われること。
- ・受講時間が企業の所定労働時間外に及ぶ場合は、割増賃金を支払うこと。
- ・受講者が全カリキュラムの7割以上を受講していること。

※この助成金を申請する為に、講習開始日以前に当職業訓練センターと助成金申請者(事業主)との間で委託契約を結ぶ必要があります。

講習終了後に委託契約を結ぶことは出来ませんのでご注意ください。

また、登録教習機関等に委託して実施する場合は**計画届の提出が不要**となります。

申請に必要な書類は訓練センターから提供いたしますが、申請は各事業所で行っていただきます。